

文 書

各種連絡事項 資料

平成25年3月22日(金)
富山県厚生部障害福祉課

目 次

障害者(児)福祉関係施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について(平成 25 年 3 月 4 日事務連絡) ······	1
障害福祉サービス事業者等への事務事項 ······	6
指定基準の遵守について(H24 年度指導監査等の結果) ······	8
業務管理体制の届出について ······	10
訪問系サービスの利用状況について ······	15

写

障 第 177 号
平成 25 年 3 月 4 日

社会福祉法人等代表者様

富山県厚生部障害福祉課長
[公印省略]

障害者(児)福祉関係施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

平素より本県の障害福祉行政の推進にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、障害者(児)福祉関係施設等の人員、設備及び運営に関する基準等については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(分権一括法)により障害者自立支援法及び児童福祉法が改正され、都道府県等の条例で定めることとされたことから、昨年12月に下記条例を制定したところであります(詳細は別紙参照)。

つきましては、本条例が平成25年4月1日から施行されますので、事務に遗漏のないようご留意いただきますようお願いします。

なお、貴法人が運営する施設等の運営規程等の諸規程において、厚生労働省令に基づく規定がなされている場合は、速やかに県条例に基づく規定に変更が行われることが望ましいですが、一定の猶予を認めることとしますので、当該諸規程の変更が生じた際に、併せて改正していただきますようお願いします。

また、富山市に所在する施設等については、富山市が定める条例に基づく規定の変更が必要ですので、富山市障害福祉課に確認をお願いします。

記

1 児童福祉法関係

- 富山県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年富山県条例第72号)
- 富山県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年富山県条例第73号)

2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(現障害者自立支援法)関係

- 富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年富山県条例第74号)

- 富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年富山県条例第 75 号）
- 富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年富山県条例第 76 号）
- 富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年富山県条例第 77 号）
- 富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年富山県条例第 78 号）
- 富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年富山県条例第 79 号）

3 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日

（事務担当） 障害福祉課自立支援係

TEL 076-444-3212

障害者(児)福祉関係施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める 関係条例の制定について

1 経緯

平成23年5月2日公布の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第37号。「第1次分権一括法」）及び平成23年8月30日公布の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号。「第2次分権一括法」）により、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部が改正され、平成24年4月1日から施行された。

この法改正により、これまで厚生労働省令で定められていた障害者(児)福祉関係施設等の人員、設備及び運営等に関する基準について、都道府県等が条例で定めることとされたことに伴い、当該基準を定める条例を平成24年12月に制定した。

また、平成24年6月27日公布の「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」（平成24年法律第51号）により、障害者自立支援法から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に法律名が改正（平成25年4月1日施行）になっていることから、併せて反映させている。

2 厚生労働省令で定める基準の分類

各基準を定めるにあたり、現行の各省令において、①従うべき基準、②標準とすべき基準、③参酌すべき基準をそれぞれ規定していることから、当該規定を踏まえ、条例を作成した。

基準の区分	内 容	条例で定める基準（主なもの）
従うべき基準 <必ず適合しなければならない基準>	その基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることはできるが、異なる内容の基準を定めることはできないもの	従業員の員数、管理者の配置、居室(病室)の面積、事故発生時の対応、身体拘束の禁止、秘密保持
標準とすべき基準 <通常よるべき基準>	合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じて異なる内容を定めることができるもの	利用定員
参酌すべき基準 <十分参考しなければならない基準>	基準を十分参考した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることできるもの	設備・備品、非常災害対策、運営規程の策定、衛生管理、健康管理、食事の提供、緊急時の対応、苦情解決、管理者の責務

2 対象となる施設

別紙参照

3 基準の考え方

(1) 「従うべき基準」

「従うべき基準」に該当する事項については、省令で定める基準に従い定めることとされていることから、省令基準どおり定めた。

(2) 「標準とすべき基準」

「標準とすべき基準」は、利用定員に関連するものが規定されているが、サービス提供の適切な管理・運営等を考えた場合、利用定員にかかる基準を緩和する理由に乏しく、「標準」と異なる内容を規定することに合理的理由がないと認められることから、省令基準どおり定めた。

(3) 「参酌すべき基準」

「参酌すべき基準」に該当する事項については、省令基準を十分参考したうえで判断しなければならないこととされているが、省令基準は、指定障害福祉サービス事業の利用者に対し、健全な環境のもとで、適切な処遇を行うためのものであり、これを下回る基準を定める特段の合理性はなく、また省令基準と異なる内容とすることが必要である特段の事情が認められないことから、省令基準どおり定めた。

4 適用範囲

富山市が所管する施設等を除く県内の各施設等

5 施行期日

平成25年4月1日

6 経過措置規定

過去の省令の改正により設けられた面積基準、資格要件等に係る経過措置規定のうち、条例の制定に当たり、なお効力を有するものについて、所要の調整を加えて規定した。

障害者(児)福祉関係施設等における現行基準(厚生労働省令)と県条例との関係一覧表

《児童福祉法関係》

基準の内容(法の規定)	現行基準(厚生労働省令)	県条例(平成25年4月施行)	対象施設等
指定通所支援に従事する従業者、設備及び運営に関する基準 (第21条の5の18第1項及び第2項)	児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成24年厚生労働省令第15号)	富山県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成24年富山県条例第72号)	児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援
指定障害児通所支援事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に関する基準 (第21条の5の15第2項)	(新設)		
指定障害児入所施設等の従業者、設備及び運営に関する基準 (第24条の12第1項及び第2項)	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成24年厚生労働省令第16号)	富山県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成24年富山県条例第73号)	福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設
指定障害児入所施設等の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に関する基準 (第24条の9第2項)	(新設)		

《障害者自立支援法関係》

基準の内容(法の規定)	現行基準(厚生労働省令)	県条例(平成25年4月施行)	対象施設等
指定及び基準該当障害福祉サービスに従事する従業者、設備及び運営に関する基準 (第30条第1項、第43条第1項及び第2項)	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成18年厚生労働省令第171号)	富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成24年富山県条例第74号)	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者包括支援、短期入所 療養介護、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型) 共同生活介護、共同生活援助
指定障害者福祉サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準 (第36条第3項)	(新設)		
指定障害者支援施設に従事する従業者、設備及び運営に関する基準 (第44条第1項及び第2項)	障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成18年厚生労働省令第172号)	富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成24年富山県条例第75号)	障害者支援施設
指定障害者支援施設の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準 (第38条第3項)	(新設)		
障害福祉サービス事業、地域活動支援センター及び福祉ホームの設備及び運営に関する基準 (第80条第1項)	障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準 (平成18年厚生労働省令第174号)	富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成24年富山県条例第76号)	療養介護 生活介護 自立訓練(機能訓練・生活訓練) 就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)
	障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準 (平成18年厚生労働省令第175号)	富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成24年富山県条例第77号)	地域活動支援センター
	障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準 (平成18年厚生労働省令第176号)	富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成24年富山県条例第78号)	福祉ホーム
障害者支援施設の設備及び運営に関する基準 (第84条第1項)	障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準 (平成18年厚生労働省令第177号)	富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成24年富山県条例第79号)	障害者支援施設

障害福祉サービス事業者等への事務事項

H25. 3. 22

1. 地域区分の変更について

平成 24 年 4 月の報酬改定において、地域区分の見直しが行われ、平成 27 年度の完全施行までは、毎年度段階的に上乗せ割合が引き上げられる。下記事業所等については、簡易入力システムにおける地域区分の設定変更が必要（その他事業所等は不要）ですので、平成 25 年 4 月サービス提供分の電子請求時に必ず行ってください。地域区分が正しく設定されないと、返戻となるのでご注意ください。

【障害者の事業所等の地域区分】

事業所等の所在地が富山市、南砺市の場合・・・

H24 年度 16 級地 ⇒ H25 年度 13 級地

【児童デイサービスから児童発達支援等へ移行した障害児の事業所等の地域区分】

事業所等の所在地が富山市の場合・・・

H24 年度 17 級地 ⇒ H25 年度 14 級地

2. 障害者等の範囲に難病等を追加することに伴う留意事項について

平成 25 年 4 月 1 日施行の障害者総合支援法において、障害者等の定義に新たに「難病等」が追加されることに伴い、事業所等のサービス提供について、下記のとおりご留意いただきたい。

- ・難病等対象者である理由のみをもって、一律機械的にサービス提供を拒否しないこと、また、正当な理由により、難病等対象者に対し適切なサービスを提供することが困難な場合にも、他の事業所等を紹介するなど必要な措置を講じていただきたい。
- ・難病等対象者をサービス提供の対象とする場合、運営規程において主たる対象とする障害の種類に「難病等対象者」を掲げることなどが必要となるので、事業所台帳を管理する県あるいは富山市に相談いただきたい。
- ・当面、難病等対象者が障害福祉サービス等を利用することとなった場合には、受給者台帳を管理する市町村とも連絡調整を行っていただきたい。

3. 新体系定着支援事業(9割保障)の終了にかかる事業所体制の見直しについて

新体系定着支援事業により助成をうけていた事業所については、24 年度末で当該事業が終了するため、引き継ぎ経営改善に努めていただきたい。

その一環として、事業所定員の見直しなど、事業所体制を見直すことにより、介護給付費等の基本報酬の増加や、新規加算の算定が可能な場合もあるので、確認いただきたい。なお、その際には、「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」の提出が必要となる。

(裏面へ)

4. その他

○指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定は、6年ごとに指定更新を受けなければその効力を失うこととなる。指定更新に必要な書類は、指定有効期限の2ヶ月前から1ヶ月半前までに送付してください。

(参照) http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1209/kj00011978.html

○福祉・介護職員処遇改善（特別）加算を算定する場合には、毎年度、事業計画を提出し、実績報告をする必要があるので、ご留意いただきたい。

(参照) http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1209/kj00012758.html

なお、平成24年度分の実績報告については、最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに提出してください。

指 定 基 準 の 遵 守 に つ い て

【障害福祉サービス事業等の運営において特に留意すべき事項】

○ サービス契約

- ・サービスの契約内容、契約支給量、その他の必要事項を支給決定障害者の受給者証に記載するとともに、支給決定市町村に遅滞なく報告すること。

○ サービス提供の記録

- ・食費、光熱水費等の利用者負担額の支払いを受けた場合は、当該利用者に對し、領収書を発行すること。
- ・サービスを提供した際は、その提供日、内容その他必要な事項を記録し、支給決定障害者等からサービス提供についての確認を受けること。
(訪問系 サービス、日中系サービスについては、その都度行う)

○ 介護給付費の額に係る通知

- ・法定代理受領により市町村から介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に對し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知すること。

○ 個別支援計画

- ・個別支援計画については、定期的に（少なくとも6ヶ月に1回以上）計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うこと。

○ 就労支援（就労継続支援B型）

- ・工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に支払われた工賃平均額を利用者に通知すること。

○ 非常災害対策

- ・非常時災害に備えるための定期的な避難、救出その他必要を適切に実施し、実施記録を作成すること。
- ・消防・避難計画を定め、非常災害時の関係機関への通告及び連絡体制を整備すること。

酒業等の規制

○ 揭示

- 事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関（訪問系サービスを除く）、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示すること。

○ 権利擁護・虐待防止

- 運営規程に虐待の防止のための措置に関する事項を定めること。
- 利用者の権利擁護、虐待防止のため、責任者の設置や従業者に対する研修の実施など必要な体制の整備を行うこと。

○ 介護給付費、訓練等給付費等の請求

- サービス提供実績に基づいて適切に請求を行うこと。
- サービス提供実績記録について、利用者から確認印をもらい、記録を管理すること。
- 加算の請求について、支援等の実施が条件となっている加算については、支援の内容等についての実施記録を作成すること。

業務管理体制の届出について

1 対象となる事業所

以下のサービスの指定を受けている事業所が対象になります。

●障害者自立支援法のサービス ＜障害福祉サービス＞ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護 生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、共同生活援助 自立訓練（機能訓練/生活訓練）、就効移行支援、就効継続支援（A型/B型） 施設入所支援	<相談支援> 一般相談支援、特定相談支援
●児童福祉法のサービス 障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援	

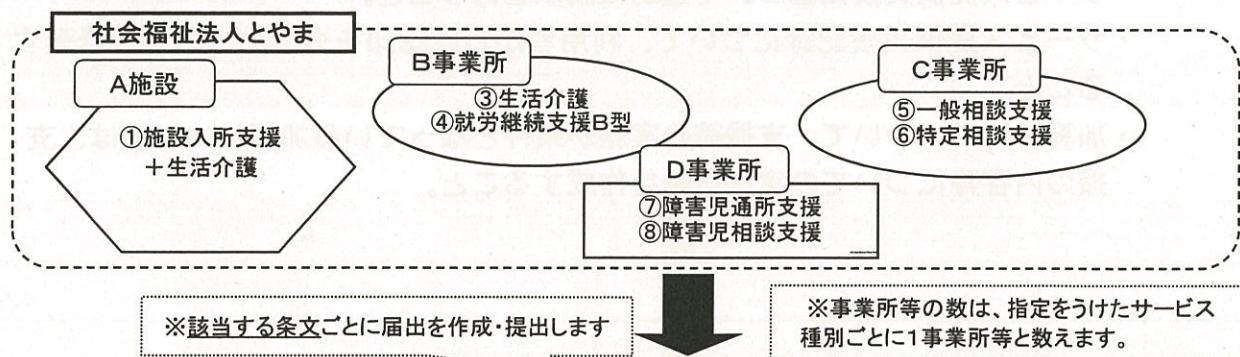
※基準該当事業所は、対象ではありません。

（ただし、短期入所の指定を受けている場合は、「指定短期入所事業所」分の届出の提出が必要です）

2 届出の作成の仕方について

指定を受けているサービスの種類に応じて、該当する条文ごとに届出を提出する必要があります。

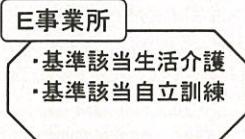
～例 1～（複数事業所、複数のサービスの指定を受けている事業者（法人）の場合）



サービス種類	対象となるサービス	該当する条文 ※様式の「4」で○をつける箇所	様式の「3 事業所名称等【事業所名称】」欄の記入の仕方
障害者自立支援法のサービス 「様式第4号の3」	①	施設入所支援+「生活介護」 (1)法第51条の2	A施設(①、②) B事業所(③、④) 計 4箇所
	②③④	障害福祉サービス	
	⑤⑥	特定相談支援、一般相談支援 (2)法第51条の31	C事業所(⑤、⑥) 計 2箇所
児童福祉法のサービス 「様式第30号の12」	⑦	障害児通所支援 (1)法第21条の5の25	D事業所(⑦) 計 1箇所
	⑧	障害児相談支援 (3)法第24条の38	D事業所(⑧) 計 1箇所

・例1のケースは、4種類の届出の提出が必要です

～例 2～（基準該当事業所と指定短期入所を実施している事業所の場合）



・基準該当事業所については、届出不要
・「短期入所」（法第51条の2）について、届出を提出する

3 法令遵守責任者について

法令遵守責任者は、事業者（法人）の法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者です。事業者（法人）として、1名選任する必要があります。（事業所単位で選任するものではありません。）

法令遵守責任者については、何らかの資格が求められているものではありませんが、少なくとも障害者自立支援法（又は児童福祉法）及び法に基づく命令の内容に精通した者を想定しています。

また、代表取締役、法人理事長、施設長又は管理者等である必要はありませんが、職員に法令遵守を徹底するための責任者という役割を担うものであるため、事業者（法人）の運営や人員体制に責任のある者を選任することが望ましく、さらに、複数の事業所等を運営している事業者（法人）にあっては、全事業所等の法令遵守について確認できる立場である必要があります。

障害福祉サービス・障害児施設等の事業者のみなさまへ

平成24年4月から 業務管理体制整備の届出が必要となります。

休止・廃止届を事前届出制にするなどの制度改正が併せて行われました。

1 業務管理体制整備の届出は速やかに！

- 平成24年4月から、指定障害福祉サービス事業者等(注1)は、法令遵守等の業務管理体制の整備(注2)とその届出が義務づけられます。
- 事業所名、所在地等を変更した場合は、変更の届出を行っていただくこととなります。

業務管理体制の届出は平成24年9月30日までにお願いいたします。

(注1)業務管理体制の届出が義務づけられる事業者の種類

【障害者自立支援法に基づくもの】

- ア.指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設
- イ.指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者

【児童福祉法に基づくもの】

- ウ.指定障害児通所支援事業者
- エ.指定障害児入所施設
- オ.指定障害児相談支援事業者



(注2)業務管理体制の整備について

指定障害福祉サービス事業者等において、不正事案の発生防止の観点から、事業運営の適正化を図るための体制が整備されているかどうかを指します。

具体的には、事業所等職員の法令遵守を確保するための責任者が置かれていること、開設する事業所等の数に応じ(次表参照)、法令遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載した「法令遵守規程」の整備、外部監査などによる「業務執行の状況の監査」が行われていることが必要とされます。

◎届出書の内容～設置する事業所等の数により届出事項が異なります！

対象となる障害福祉サービス事業者等	届出事項
全ての事業者等	事業者等の名称又は氏名 〃 主たる事業所の所在地 〃 代表者の氏名、生年月日、住所、職名
事業所等の数が <u>20以上</u> の事業者等	「法令遵守責任者」(注3)の氏名、生年月日
事業所等の数が <u>100以上</u> の事業者等	上記に加え「法令遵守規程」(注4)の概要 上記に加え「業務執行の状況の監査の方法」の概要

(注3)法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者

(注4)業務が法令に適合することを確保するための規程

◎事業所の数え方について

- 事業所等の数は、その指定を受けたサービス種別ごとに一事業所等と数えます。
- 事業所番号が同一でも、サービス種類が異なる場合は、異なる事業所として数えます。例えば、同一の事業所が、居宅介護事業所と重度訪問居宅介護事業所としての指定を受けている場合、指定を受けている事業所は2つとなります。

◎届出書の届け先は事業所の所在地によって決まります。

	事業所等の区分	届出先	備 考
①	指定事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者等	厚生労働省	厚生労働本省 障害保健福祉部 監査指導室
②	特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、全ての事業所等が同一市町村内に所在する事業者等	市町村	
③	①及び②以外の事業者等	都道府県	

【届出書のイメージ】

記入例 業務管理制度の整備に関する届け出る場合				
第1号様式	第2号様式も同様	受付番号		
受付番号に記入する必要はありません。		届出日を記入してください。		
障害者自立支援法に基づく業務管理制度の整備に関する事項の届出		平成 年 月 日	事業者の名称、代表者氏名は登記内容等と一致させてください。法人の代表者印を押印してください。	
厚生労働大臣 様				
事業者(法人)番号に記入する必要があります。		事業者名 称 麻ヶ瀬株式会社 代表者氏名 東京 一郎 印		
このことについて、下記のとおり開係書類を添えて届け出ます。				業務管理制度を整備し届け出る場合は、(整備)に□を付けてください。
1 届出の内容 (1) 法第51条の2第2項、第51条の31第2項関係 (整備) (2) 法第51条の2第4項、第51条の31第4項関係 (区分の変更)				事業者の名称、住所、法人の種別、代表者の職名、代表者の住所は、登記内容等と一致させてください。
2 事業者 連絡先 電話番号 03-5253-***** FAX番号 03-5253-***** 法人の種別 実利法人 代表者の職名・氏名・生年月日 代表者の住所				(ビルの名称等) ○○ビル (郵便番号 100-*****) 東京 千代田 都市 麻ヶ瀬一丁目1番地1号 (ビルの名称等) ○○ビル (郵便番号 100-*****) 東京 都道 港 郡市 ***-一丁目2番地3号 (ビルの名称等)
<p style="text-align: right;">○ 「事業部名称」欄の最後に添削用紙の各計算を記入してください。</p> <p style="text-align: right;">○ 挿内に書ききれない場合は、この様式への記入を省略し、事業所名跡及び所在地のわかる資料を添付していただきても差し支えありません。</p> <p style="text-align: right;">○ 受付資料は、A4用紙により、既存資料の写し及び両面印刷したものでも構いません。</p> <p style="text-align: right;">○ なお、添付資料の表紙に事業所等の合計数がわかるよう「事業所等の合計」の欄と記入してください。</p> <p style="text-align: right;">○ 該当する事業者の区分に○を付けてください。</p> <p style="text-align: right;">○ 陳告者自立支援法上の該当する条件 (指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の運営者)</p> <p style="text-align: right;">(1) 法第51条の2 (指定障害福祉事業者)</p> <p style="text-align: right;">(2) 法第51条の31 (指定障害支援事業者)</p> <p style="text-align: right;">○ 陳告者自立支援法施行規則第34条の28及び第34条の62 第1項第2号から第4号に該当する場合</p> <p style="text-align: right;">法令遵守責任者の氏名 (フリガナ) 生年月日 厚生 化子 (カイセイ ハコ) 昭和〇〇年十月一日</p> <p style="text-align: right;">第3号 事業が障害に適合することを確保するための実施の概要</p> <p style="text-align: right;">第4号 事業実行の状況の監査の方法の概要</p> <p style="text-align: right;">○ 届け出る事項について該当する番号全てに○を付けてください。</p> <p style="text-align: right;">○ 第2号については、氏名(フリガナ)及び生年月日を記入してください。</p> <p style="text-align: right;">○ 第3号及び第4号を届け出る場合は、概要がわかる資料を添付してください。 添付資料は、A4用紙により、既存資料の写し及び両面印刷したもので構いません。 (注) 添付資料については、(参考資料)に御留意ください。</p> <p style="text-align: right;">6 区分変更前行政機關名称、担当課(局) 様 事業者(法人)番号 区分変更の理由 区分変更後行政機關名称、担当課(局) 様 区分変更実行日 (日本工業規格A4判4面)</p>				

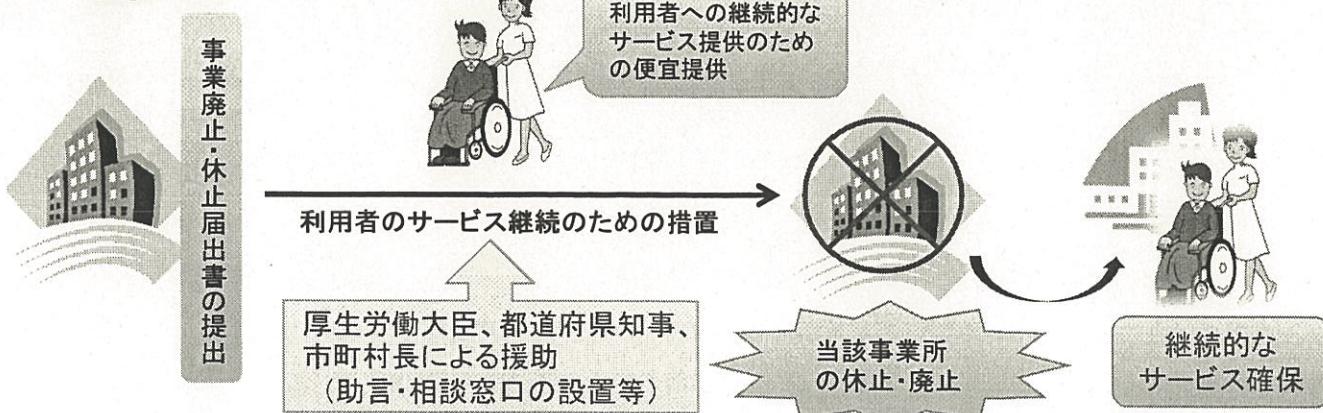
2 休止・廃止届が事前届出制に

- ① 休止・廃止の届出の時期が、これまでの「休止・廃止後10日以内」から、「休止・廃止予定日の1ヶ月前まで」に変わりました。
- ② 立入検査後、10日以内に指定権者が聴聞決定予定日を事業者に通知した場合、聴聞決定予定日までに廃止の届出を行うと、指定・更新の欠格事由に該当することとなりました。

3 休止・廃止時の利用者へのサービス確保が義務化

- 休止・廃止時における利用者に対する継続的なサービス提供のための便宜提供が義務づけられました。この義務を果たさない場合、都道府県知事等は勧告・命令を行うことができます。

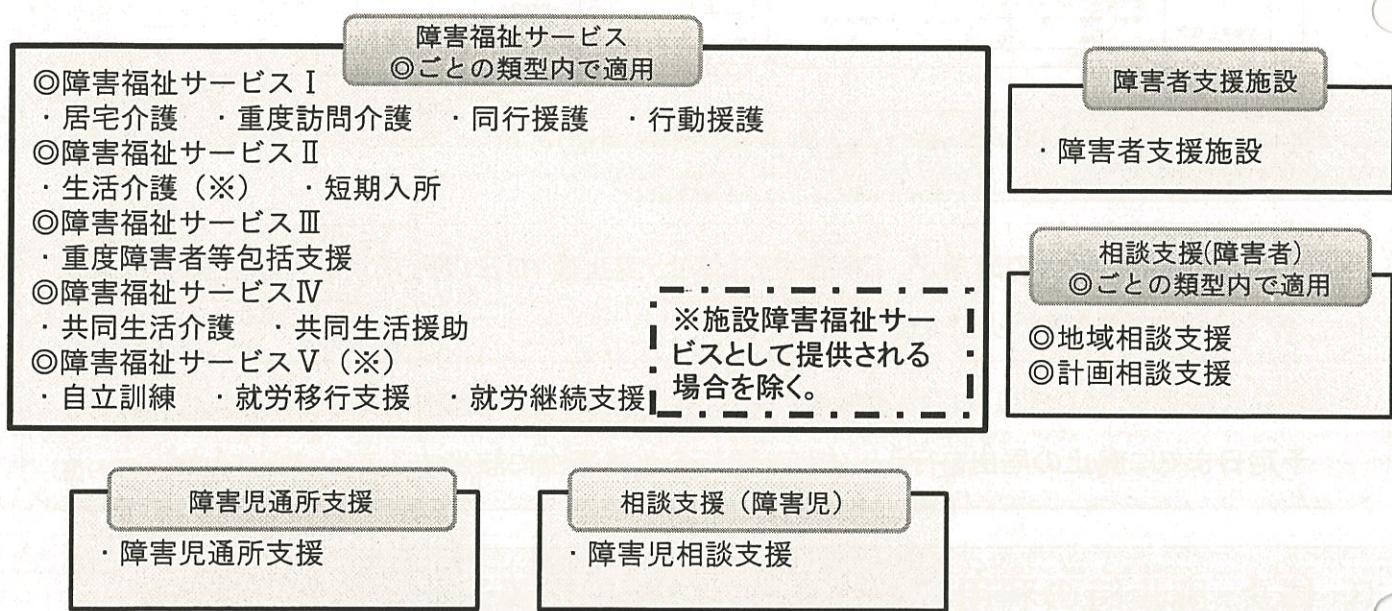
【イメージ図】



4 指定の取り消しにおける連座制の見直し

- ① 取り消しの理由となった不正行為に、法人の組織的関与が確認された場合に連座制が適用されることとなりました。
- ② 指定・更新の欠格事由に、同一法人グループ等における密接な関係を有する法人が指定の取り消しを受けた場合が追加されました。

【密接な関係を有する者に関するサービス類型】



訪問系サービスの利用状況(都道府県別)

厚生労働省統計を基に作成

※ 1か月当たりのサービス利用者数(国保連データによる実績)

都道府県名	平成24年11月提供分							人口 (千人) H24.3.31 現在
	居宅介護 (人)	重度訪問介護 (人)	行動援護 (人)	重度障害者等 包括支援 (人)	同行援護 (人)	計 (人)	人口10 万人当 たり (人)	
1 北海道	7,105	403	608	0	762	8,878	162.2	10
2 青森県	1,408	57	34	0	42	1,541	111.4	26
3 岩手県	1,073	37	11	0	41	1,162	88.2	39
4 宮城県	2,281	60	54	0	150	2,545	110.6	27
5 秋田県	582	26	3	0	26	637	58.7	46
6 山形県	839	33	27	0	54	953	82.2	43
7 福島県	1,623	75	64	0	214	1,976	99.2	34
8 茨城県	1,819	66	34	0	137	2,056	69.5	45
9 栃木県	1,484	19	47	4	154	1,708	85.9	41
10 群馬県	1,599	50	74	0	278	2,001	100.6	33
11 埼玉県	5,089	227	670	4	699	6,689	93.6	37
12 千葉県	4,677	168	186	0	730	5,761	93.7	36
13 東京都	12,825	1,707	417	0	2,928	17,877	140.8	17
14 神奈川県	9,169	301	392	0	1,091	10,953	122.8	23
15 新潟県	2,065	35	138	0	223	2,461	104.1	31
16 富山県	465	15	11	0	54	545	50.1	47
17 石川県	874	9	34	0	89	1,006	87.0	40
18 福井県	632	15	6	0	126	779	97.0	35
19 山梨県	750	59	74	0	71	954	111.6	25
20 長野県	2,124	26	315	14	170	2,649	123.5	22
21 岐阜県	1,325	26	77	0	194	1,622	78.4	44
22 静岡県	2,458	86	119	0	452	3,115	83.1	42
23 愛知県	7,942	1,092	570	1	816	10,421	143.5	16
24 三重県	1,595	32	37	0	214	1,878	102.2	32
25 滋賀県	2,151	101	281	0	196	2,729	195.8	6
26 京都府	4,043	275	366	0	778	5,462	214.9	3
27 大阪府	17,380	2,071	395	7	2,688	22,541	259.7	1
28 兵庫県	6,726	682	146	0	1,177	8,731	156.7	11
29 奈良県	1,941	102	537	0	264	2,844	203.0	4
30 和歌山县	1,736	51	63	0	188	2,038	200.2	5
31 鳥取県	797	20	44	0	51	912	155.1	12
32 島根県	1,023	11	27	0	31	1,092	153.2	13
33 岡山県	2,108	144	54	0	124	2,430	125.8	21
34 広島県	3,473	149	144	0	192	3,958	139.1	18
35 山口県	1,097	45	4	0	151	1,297	89.8	38
36 徳島県	1,493	27	105	0	213	1,838	233.8	2
37 香川県	1,054	38	29	0	181	1,302	129.4	19
38 愛媛県	1,839	64	41	0	524	2,468	171.3	8
39 高知県	790	11	5	0	99	905	119.2	24
40 福岡県	6,606	176	148	0	743	7,673	152.0	14
41 佐賀県	738	20	86	0	60	904	106.0	30
42 長崎県	1,762	82	43	0	208	2,095	146.4	15
43 熊本県	1,609	115	6	0	206	1,936	106.3	29
44 大分県	1,700	37	115	3	195	2,050	171.4	7
45 宮崎県	1,048	43	6	0	351	1,448	126.7	20
46 鹿児島県	1,478	98	90	0	199	1,865	109.3	28
47 沖縄県	1,855	159	87	0	304	2,405	169.1	9
全国計	136,250	9,145	6,824	33	18,838	171,090	135.1	
								126,635

2. 県民の幸福度を高める政策展開

■ この計画では、「活力とやま」「未来とやま」「安心とやま」を政策の柱とし、60の基本政策とこれらを支える重要政策「人づくり」などを展開することにより、県民一人ひとりが輝き、いきいきと働き暮らせる県づくりを進めていくこととしています。

■ 今後の政策の展開にあたっては、県政の最終的な目標は県民の幸せの充実であり、県民の幸福度を高めるための環境整備を図っていくことが県政の使命であるという原点を忘れずに取り組むことが重要です。また、その際には、今を生きる県民の幸福度のみでなく、次の世代の県民の幸福度も高めていくという視点を大切にする必要があります。（幸福度に関する現状については、第2章3参照）

■ このため、この計画では、前述した内閣府の研究会で提示された体系と指標や、法政大学大学院の都道府県別幸福度ランキングで使用された指標を参考にしながら、本県における幸福度に関連の深い指標をまとめた「とやま幸福度関連指標」を試

みに提示しました。（下表参照）

■ もとより、幸福の感じ方は人それぞれによって千差万別であり、行政が県民それぞれにとっての幸せを固定的なものとして決めつけたり、押しつけたりするものでないことは言うまでもありません。また、幸福に対するウェイトの置き方も個々人のライフステージや個別の事情、地域性などによって異なっていることから、この指標を絶対的なものとして捉えることは適切ではありません。今回提示した指標は、あくまでも県民の皆さんのが幸福度を測るために一つの尺度にすぎず、その結果を参考に、行政の進むべき方向を見極めるための道しるべとして位置づけるべきものです。

■ 今後、これらの点を十分に踏まえたうえで、「とやま幸福度関連指標」についてさらに研究を重ねてブラッシュアップしていくとともに、こうした指標を大いに参考にしながら、本県の強みをさらに磨き伸ばし、弱い点は克服して、県民の幸福度を高めるための政策を積極的に展開し、あわせて本県の魅力のPRやイメージアップにもうまくつなげて、日本で最も幸せを実感できる県として評価されるよう、不断の努力を続けていきます。

■ とやま幸福度関連指標

柱	指標	富山県数値	順位
主観的幸福感	主観的幸福感（今後、調査）		
基本的ニーズ	生活保護被保護実人員比率	2.5%	1
	食料自給率	77%	11
	食品表示が適正な店舗の割合	95.2%	
	自主衛生管理に関する講習会（食の安全アカデミー）の受講者数（累計）	25人	
	消費生活相談解決率	98.7%	
	1世帯当たり負債現在高	437万円	20
	1世帯当たり貯蓄現在高	1,701万円	20
経済社会状況	住み良さに関する意識（今後、調査）		
	持ち家比率	78.3%	1
	1人当たり畠数	17.62畠	1
	下水道普及率	78.6%	8
	住宅の耐震化率	68%	
	高齢者が居住する住宅のバリアフリー化率	40%	4
	刑法犯認知件数（人口1万人当たり）	61.1件	6
住居・居住環境	交通事故発生件数（人口1万人当たり）	47.2件	16
	気管挿管及び薬剤投与が可能な救命士数	77人	

柱	指標	富山県数値	順位
住居・居住環境	都市公園の面積（都市計画区域内人口比）	14.5m ²	10
	低床バス導入割合	28.1%	11
	市街地の道路網密度	1.86km	13
	高速道路の利用しやすさ	20IC	
	道路の走りやすさ割合	67.8%	10
	市街地ゆとり歩道割合	77.6%	
	良好な景観形成が必要な道路の無電柱化率	50.1%	
経済社会状況	冬期走行しやすさ割合	51.1%	
	合計特殊出生率	1.42	33
	産婦人科・産科医数（出生千人当たり）	12.1人	6
	小児科医数（小児人口1万人当たり）	11.1人	6
	授業が分かると答える生徒の割合	60.1%	
	県立学校の耐震化率	71.5%	
	子どもの教育において、家庭が役割を果たしていると思う人の割合	10.6%	
教育・子育て	いじめの認知件数（千人当たり）	小5.8件 中9.2件	
	保育所入所待機児童数	0人	1
	病児・病後児保育事業実施箇所数	57か所	

柱	指標	富山県数値	順位	柱	指標	富山県数値	順位
教育・子育て 経済社会状況 雇用	延長保育実施保育所数	210か所		健 康 身体・精神共通 ライフスタイル 関係性 身体・精神共通 地域・社会とのつながり	訪問看護ステーション数 (人口10万人比)	3.38か所	41
	休日保育実施保育所数	50か所			グループホーム・ケアホーム(障害者)利用者数(人口1万人比)	4.2人	34
	放課後子ども教室等を実施している小学校区の割合	98.0%			ケアネット活動の取組み地区数	218地区	
	育児休業取得率	男1.1% 女91.6%			ホームヘルプサービス(障害者)利用者数(人口1万人比)	4.2人	47
	一般事業主行動計画を策定・届出済みの中小企業数(累計)	1,315社			生活や就労に必要な訓練や介護などの「日中活動を支援する事業所」利用者数	4,077人	
	家や図書館で1日10分以上読書する児童生徒の割合	小6 66.6% 中3 47.8%	7 30		運動習慣のある人の割合	男36.5% 女23.6%	
	仕事の充実感(今後、調査)				量、質ともにきちんとした食事をする人の割合	63.7%	
	正社員比率	66.4%	1		成人の喫煙率	男33.4% 女10.5%	
	有業者の平均継続就業期間	14.6年	17		児童・生徒の朝食欠食割合	小5 0.8% 中2 1.9%	
	欠損法人比率	74.3%	17		栄養バランスの改善度合 脂肪からの摂取エネルギー比率(20歳代)	28.0%	
	女性の管理職比率	4.8%	30		脂肪からの摂取エネルギー比率(30歳代)	26.6%	
	継続就業希望者比率	80.5%	9		野菜摂取量 食塩摂取量	294.9g 11.3g	
	若者の就業率	64.8%	1		スポーツ指導者数(人口1万人比)	21.5人	2
	有業率	62.4%	6		1日の休養・くつろぎ時間	125分	32
	完全失業率	3.9%	4		総実労働時間	151.7時間	32
	離職率	28.5%	6		ボランティア活動者数	61,108人	
	30歳から34歳の女性の就業率	74.1%	3		災害救援ボランティアコーディネーター登録者数	50人	
	65歳から69歳の就業率	40.5%	11		NPO法人認証数(累計)(人口10万人比)	27.5法人	35
	障害者雇用比率	1.65%	26		NPOと県との協働事業数	50事業	
	作業所(障害者)の平均工賃月額の実績	11,577円	32		地域社会で活動する高齢者の人数	277人	
	実労働時間当たり労働災害率	1.09%	5		外国人留学生数(学生数比)	4.9人	15
身体 精神 健康	NICUの病床数(出生千人当たり)	2.4床	17		文化に関する国際交流事業数 (派遣、招聘別)	派遣13件 招聘16件	
	10万人当たり老衰死亡者数	40.5人	25		1日の趣味・娯楽時間	169分	10
	介護を必要としない高齢者の割合	83.4%	19		1年間に生涯学習を行ったことがある人の割合	32.2%	
	特別養護老人ホーム待機者数	2,034人			総合型地域スポーツクラブへの加入者数	39,640人	
	自殺死亡率(人口10万人比)	23.0人	20		生涯学習の人口10万人当たり年間開催講座数(うち民間講座数)	978(590)講座	
	悩みやストレスのある者の率	39.3%	32		未婚率	22.8%	4
	悩みやストレスを相談したいが誰にも相談できないいる者の率	5.3%	36		三世代同居世帯の割合	16.1%	5
	健康に関する自己評価(今後、調査)				現在の居住地での継続居住希望(今後、調査)		
	平均寿命(男)	79.07歳	12		転入率	1.16%	42
	平均寿命(女)	86.32歳	7		若者の県内への定着率	82.4%	24
	健康寿命	男76.67歳 女80.62歳			富山県での定住・半定住に関する相談件数	359件	
	1人当たり医療費	278千円	20		県情報を希望する登録者数	850人	
	医師数(人口10万人比)	241.0人	21				
	看護職員数(人口10万人比)	1,362.5人	19				
	災害拠点病院、救命救急センターの耐震化率	57.1%	30				
	手助けや見守りを要する者の率	5.8%	43				
	小規模多機能型居宅介護事業所数	48か所					
	富山型デイサービス施設設置数	86か所					

柱	指標	富山県数値	順位	柱	指標	富山県数値	順位
地域・社会とのつながり	交際費比率	5.9%	34	持続可能性	世帯当たりのエネルギー消費量の削減率(2002(H14)年基準)	11.3% 削減	
	地域活動に参加している人の割合	65.9%			事業所ビル等の延床面積当たりのエネルギー消費量の削減率(2002(H14)年基準)	9.2% 削減	
	子どもの地域活動体験率	小6 77.7% 中3 43.4%	5 11		小水力発電所の整備箇所	16か所	
	地域ぐるみ除排雪を推進している地区数	270地区			一般廃棄物再生利用率	20.5%	21
	学校給食での地場産食材使用割合	30%以上			産業廃棄物減量化・再生利用率	95.6%	
	上下100Mbps以上の超高速ブロードバンドサービスの世帯カバー率	67.7%			大気環境基準の達成率	100%	
	植生自然度	30.0%	3		10万人当たり公害苦情件数	36.1件	5
	自然公園面積割合	28.2%	5		水質環境基準の達成率(河川)	100%	1
	ライチョウ生息数(立山地域)	284羽			地下水揚水量の適正確保率	100%	
	県内に自信をもって誇れるものが多くあると思う人の割合	28.2%			水文化に関する活動に取り組んでいる団体数	182団体	
関係性	地域の魅力づくりに取り組むNPO法人数	44法人		文化	文化会館数(人口100万人比)	28.9館	1
	地域文化に関係するボランティア活動者数	13,430人			博物館数(人口100万人比)	31.6館	3
	農村環境の保全を目指す集落数	1,247集落			1世帯当たり新聞発行部数	1.12部	2
	農林漁業等体験者数	42,300人			公立図書館蔵書数(人口100人比)	422.1冊	9
	森林整備延べ面積(累計)	25,144ha			書籍雑誌購入額	16,758円	7
	里山林の整備面積(累計)と整備率	1,296ha 29%			芸術文化に親しむ機会が充足されていると思う人の割合	19.5%	
	混交林の整備面積(累計)と整備率	693ha 33%			県立文化ホールの利用率	64.2%	
	県民参加による森づくりの年間参加延べ人数	10,262人		防災	出火率(人口1万人比)	2.01件	1
	花と緑の指導者数	2,023人			自主防災組織の組織率	66.2%	36
	花と緑のグループ等が育成する花壇数	2,471か所			消防団員数(人口1万人比)	88.0人	24
自然とのつながり	ナチュラリストの認定者	727人			津波ハザードマップの作成市町	1市	
	ジュニアナチュラリストの認定者	243人			河川整備率	54.9%	
					土砂災害危険箇所の整備率	31.9%	
					海岸整備率	80.6%	
				財政	義務的経費比率	41.1%	9
				150指標(うち全国比較可能指標75指標)			

「とやま幸福度関連指標」の考え方

- (1) 内閣府の研究会が提示している柱立て(経済社会状況、心身の健康、関係性(地域社会や自然とのつながり)、持続可能性)に沿って体系化した。
ただし、内閣府研究会や法政大学の指標化の観点には取り上げられていない「文化」「防災」などの切り口を独自に追加することとした。
- (2) 法政大学の都道府県別幸福度ランキングで使用された40指標は原則として採用することとした。
ただし、このうち、①保育所収容定員比率、②1人当たり老人福祉費、③10万人当たり病床数、④1人当たり地方債残高については、より適切な他の関連指標で代替するため、使用するのは36指標。
- (3) さらに、内閣府研究会が提示している132指標を参考に、県民参考指標の中から特に幸福度に関連の深い指標を追加して設定した。また、主観的な指標等も含めて、体系の項目ごとに適切な指標がない場合は、県民参考指標外からも設定した。
- (4) この結果、上記の150の指標(うち、全国比較可能なものは75指標、今後調査する幸福感等に関する主観的指標は5指標)を設定した。

※ なお、全国比較可能な指標の富山県数値の欄には、全国との比較ができる直近のデータを記載しており、県民参考指標の現況の数値とは必ずしも一致していない。